

第3部 災害復旧・復興

第1章 災害復旧・復興の基本方針

(全班)

「風水害等対策編 第3部 災害復旧・復興 第1章 災害復旧・復興の基本方針(P. 267)」を参照。

第2章 公共土木施設等の災害復旧

本章は、被災した公共土木施設等の復旧を促進し、並びにこれらの施設等の再度災害発生の防止について定めるものである。

項目	担当班	ページ
第1節 災害復旧事業の施行の基本方針	全班	127
第2節 公共土木施設災害復旧事業の推進	本部対策班 経済対策班、建設対策班	127
第3節 農林水産業施設災害復旧事業の促進	本部対策班、経済対策班	127
第4節 上水道、簡易水道施設災害復旧事業の推進	本部対策班、建設対策班	127
第5節 その他の災害復旧事業の推進	本部対策班 建設対策班、教育対策班	127

第1節 災害復旧事業の施行の基本方針

(全班)

「風水害等対策編 第3部 災害復旧・復興 第2章 公共土木施設等の災害復旧 第1節 災害復旧事業の施行の基本方針(P. 271)」を参照。

第2節 公共土木施設災害復旧事業の推進

(本部対策班、経済対策班、建設対策班)

「風水害等対策編 第3部 災害復旧・復興 第2章 公共土木施設等の災害復旧 第2節 公共土木施設災害復旧事業の推進(P. 271)」を参照。

第3節 農林水産業施設災害復旧事業の促進

(本部対策班、経済対策班)

「風水害等対策編 第3部 災害復旧・復興 第2章 公共土木施設等の災害復旧 第3節 農林水産業施設災害復旧事業の促進(P. 272)」を参照。

第4節 上水道、簡易水道施設災害復旧事業の推進

(本部対策班、建設対策班)

「風水害等対策編 第3部 災害復旧・復興 第2章 公共土木施設等の災害復旧 第4節 上水道、簡易水道施設災害復旧事業の推進(P. 272)」を参照。

第5節 その他の災害復旧事業の推進

(本部対策班、建設対策班、教育対策班)

「風水害等対策編 第3部 災害復旧・復興 第2章 公共土木施設等の災害復旧 第5節 その他の災害復旧事業の推進(P. 272)」を参照。

第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立

項目	担当班	ページ
第1節 市民サポートセンター（仮称）の設置	市民生活対策班、 福祉保健対策班	131
第2節 り災証明書の発行	市民生活対策班	131
第3節 被災者台帳の整備及び情報提供	市民生活対策班、 福祉保健対策班	131

第1節 市民サポートセンター（仮称）の設置

（市民生活対策班、福祉保健対策班）

「風水害等対策編 第3部 災害復旧・復興 第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立 第1節 市民サポートセンター（仮称）の設置(P.275)」を参照。

第2節 り災証明書の発行

（市民生活対策班）

「風水害等対策編 第3部 災害復旧・復興 第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立 第2節 り災証明書の発行(P.276～P.277)」を参照。

第3節 被災者台帳の整備及び情報提供

（市民生活対策班、福祉保健対策班）

「風水害等対策編 第3部 災害復旧・復興 第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立 第3節 被災者台帳の整備及び情報提供(P.278)」を参照。

第4章 被災者支援に関する各種制度 の概要

項目	担当班	ページ
第1節 経済・生活面の支援	本部対策班、 市民生活対策班、 福祉保健対策班、教育対 策班	135
第2節 住まいの確保・再建のための支援	市民生活対策班、 福祉保健対策班、建設対 策班	135
第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援	経済対策班	135

第1節 経済・生活面の支援

（本部対策班、市民生活対策班、福祉保健対策班、教育対策班）

市、国、県及びその他関係機関が行う経済・生活面の支援に関する各種制度の概要は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

第2節 住まいの確保・再建のための支援

（市民生活対策班、福祉保健対策班、建設対策班）

市、県及びその他関係機関が行う住まいの確保・再建のための支援に関する各種制度の概要は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援

（経済対策班）

市、県及びその他関係機関が行う農林漁業・中小企業・自営業への支援に関する各種制度の概要は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

第5章 激甚災害の指定

項目	担当班	ページ
第1節 激甚災害指定の手続き	本部対策班、 福祉保健対策班、 経済対策班、建設対策班、 教育対策班	139
第2節 特別財政援助	本部対策班、 福祉保健対策班、 経済対策班、 建設対策班、教育対策班	139

第1節 激甚災害指定の手続き

（本部対策班、福祉保健対策班、経済対策班、建設対策班、教育対策班）

「風水害等対策編 第3部 災害復旧・復興 第5章 激甚災害の指定 第1節 激甚災害指定の手続き (P. 285)」を参照。

第2節 特別財政援助

（本部対策班、福祉保健対策班、経済対策班、建設対策班、教育対策班）

「風水害等対策編 第3部 災害復旧・復興 第5章 激甚災害の指定 第2節 特別財政援助 (P. 286～P. 288)」を参照。

